

PAM通信 コラム

2011年7月発行

<第52回> ハガネに学ぶ

TVドラマ「ハガネの女（第40回のコラムでも紹介しました）」のシーズン2が先日まで放送されていました。主人公のハガネを演じる吉瀬美智子さんは前回に引き続き素敵で魅力的でした。しかし、ハガネは不器用だけれど教育に真摯に向き合う教師から学園ドラマでよく見かける熱血教師になっていました。ドラマのストーリーの一部に、アスペルガー障害（コミュニケーションや社会性などの発達障害）を持つ生徒を特別支援学級のある学校に転校させるか？今のまま残すか？クラスの生徒が多数決で決めるシーンがあり否定的な反響が起きていました。ドラマのストーリーではハガネが生徒に多数決で決めることをせがまれ、生徒を信頼して多数決を行い、結果はアスペルガー障害の生徒がクラスに残ることになっていたため、問題はうまく解決されたと言えるのかもしれません。しかし、ここで本当に問題なのは多数決に至る経緯や結果ではなく、アスペルガー障害の生徒が自分のことを自分で決めるのではなく多数決という手段によって他人に決められてしまったことだと思います。生徒を信頼しての行為だとしても良い結果が予想されたとしても、多数決で転校を決める行為はアスペルガー障害の生徒の人格を軽視した行為だと感じられました。

ドラマのストーリーを好意的に解釈すると、多数決という行為は生徒をつかって“社会的偏見”を表現する比喩だったのかもしれません。しかし、多数決をしたことでハガネは“生徒一人ひとりの人格を大切にする”という教育者として譲ってはならない部分に妥協をしてしまったのかもしれません。では、ハガネは現実的にどう行動すれば良かったのでしょうか？障がい児と同級で戸惑いや迷惑を感じている生徒の気持ちにどう対応すれば良かったのでしょうか…？

ここからは上記の問題をPAMに重ねて考えてみたいと思います。福祉業界にも同様の例は数多くあると思えるからです。例えば、「自己決定と自己選択」はPAMの基本理念の1つであり、障がい者の自立生活運動の根幹の思想でもあります。しかし、この業界では、自分のことでも“制度で決まっている”との理由で決定権が他者にあること

は少なくありません。例えば、介助に使える時間数や、使いたい電動車いすの機種などは自分の意志より制度の制約が優先されてしまうことが少なくありません。障害当事者が自ら経営し「利用者は自分の介助は自分で管理運用する（自分のしたい生活をする）」ことが基本である“セルフケアマネジメント（以降 SCM）”での運営が方針の PAM は、介助時間数などの決定権が他者にある状況は運営方針と矛盾してしまいます。しかし、企業としての PAM は事業運営のため自立支援法や労働基準法などの遵守（法制度の制約を受ける）が不可欠です。これらの法律の厳密な遵守と PAM が「障害者の日常&社会生活の実現」という事業目的を SCM 事業所として達成することの両立は矛盾が発生し簡単ではありません。法律は法律運用上のトラブルの防止のために管理という手段を使う構造を持っているので SCM と対立してしまうからです。さらに、法の管理形態を厳密に採用した窮屈な事業所は利用者に自由な生活を提供できないので利用者が事業から去ってしまうことが予想されます。

上記のような問題への対処の意味を含め、PAM は利用者、ヘルパー、事務局の 3 者が平等な立場で事業運営に関わる運営形態を採用し管理ではないトラブル防止を行おうとしています。しかし、“利用者の自由な生活の保障”と“事業運営に関わる法律上の遵守”を両立させた事業運営は相変わらずの難行です。この難行を上手く遂行するためには「制度の言いなりになるのではなく、過度の理想主義になるのではなく、現実を見据えて」行政との綱渡り的な関係を上手くこなしていく必要があるのではないのでしょうか。当事者が運営する事業所としての強み（SCM）を活かした主張で理想を追うことは PAM の将来性に不可欠な要素でもあると思います。